

戦時中の朝鮮半島出身労働者に係る韓国大法院判決に対する決議

平成30年11月1日
自由民主党政務調査会
外交部会
外交調査会
国際協力調査会
領土に関する特別委員会
日本の名誉と信頼を回復するための特命委員会

去る10月30日、わが国の最高裁判所に相当する韓国の大法院が、戦時中の朝鮮半島出身労働者を原告とする訴訟の判決において、被告の新日鐵住金株式会社に対し損害賠償の支払いを命じた。

昭和40年締結の日韓請求権協定は、日韓両国及びその国民、法人の間の請求権に関する問題が「完全かつ最終的に解決」したことを確認し、無償3億ドル及び有償2億ドルの資金協力を約束したものであり、今般の判決は、国際法上の常識を逸脱した、あってはならないものと断ずるほかなく、強く非難する。

いわゆる「慰安婦問題」に関する日韓合意を巡る一連の経緯もあわせ見れば、韓国はこれ以上、国際約束を反故にすることを厳に慎むべきである。日本政府は韓国政府に対し、直ちに国際法違反の状態を是正するよう要求することは勿論、党外交部会及び関係調査会、関係委員会の総意として、日本政府が以下の措置を速やかに採ることを強く求める。

1. 日韓請求権協定第3条に基づく「協議」及び「仲裁」を速やかに開始するべく、韓国政府に申し入れを行うこと。
2. 前項の協議状況を踏まえつつ、国際司法裁判所提訴も視野に入れた対抗措置を検討すること。
3. 日本企業が不当な不利益を被ることを未然に防ぐため、日本政府は当該企業及び類似訴訟の被告に対し、全面的な支援及び積極的な関与を行うこと。
4. わが国の主張の正当性が国際社会に正しく認識されるべく、国際社会との連携を強化すること。